

油壺ヨットクラブ会則 2014年度版

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は『油壺ヨットクラブ』（以下クラブという）と称し、英文では“Aburatsubo Yacht Club”と表示する。
なお略称はA. Y. C. とする。

第2条 (所在地)

クラブは、本部を「三崎マリン株式会社」〔神奈川県三浦市三崎町小網代1003-6〕（以下三崎マリンという）内に置く。

第3条 (目的)

クラブは、会員の親睦と帆走諸技術の向上、安全性の増進およびシーマンシップの育成と向上に資すると共に、クラブの活動を通じて地域社会との融和を図り、あわせて海洋スポーツの健全な発展に寄与することを、その目的とする。

第4条 (事業)

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図るための各種事業の実施
2. 帆走諸技術の向上、安全性の増進およびシーマンシップの育成
3. 地域社会、特に青少年を対象とした海事思想の普及および帆走に関する各種行事の開催と後援
4. 油壺および三崎マリン内における諸施設の利用上の秩序、並びにその円滑な運営に対する協力
5. 我が国内外の他のヨットクラブとの交流、交歓
6. その他のクラブの目的達成に必要な事業

第2章 会 員

第5条 (会員)

クラブは次の会員をもって組織する。

1. 代表会員 油壺にセーリングクルーザーを常置するオーナーであって、クラブの目的に賛同の上、入会を希望し、これを認められたもの。ただし、共同オーナーの場合は、内1名を代表会員とする。
2. 正会員 代表会員として登録されている艇の共同オーナー、クルーおよびその関係者で、クラブに入会を希望し、これを認められたもの。
3. 賛助会員 クラブの目的に賛同の上、クラブに賛助金の拠出またはその他の援助を行うもので、理事会において承認したもの。
4. 名誉会員 クラブに特に功労があった者で、理事会において推薦したもの。

第6条 (入会)

クラブの会員になろうとする者は、入会申込書を本クラブに提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 (入会金および会費)

会員は、入会金および会費を定められた期日までに、クラブに納入しなければならない。ただし、賛助会員および名誉会員はこの限りではない。

第8条 (退会)

会員は、次のいずれかに該当するときは退会する。

1. クラブに書面により退会を申し出た場合
2. 会員たるセーリングクルーザーのオーナーが油壺の常置を止めたとき
3. 総会の決議により除名されたとき
4. 死亡したとき

第9条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

1. 会則その他クラブの諸規則に度々違反したとき
2. 会費の納入を長期間に亙り怠ったとき
3. クラブの名誉を傷つけたとき

第10条（会員名簿）

1. クラブの会員名簿はこれを事務局に常備する
2. 会員は住所などに変更があった場合には、すみやかにクラブに届け出なければならない。

第3章 役員

第11条（役員）

本クラブには次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 8名以上20名以内
4. 監事 3名以内

第12条（役員の職務）

1. 会長は、クラブを代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の折にはその業務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織して会務の執行に当たる。
4. 監事は、クラブの会計および理事の業務執行の状況を監査する。

第13条（役員の選任）

1. 理事、監事は総会において、代表会員および正会員の内より選出する。
ただし、理事の2分の1以上は代表会員でなければならないが、当該代表会員数に所属艇の代表会員より理事会の運営を书面にて委任された正会員を含めるものとする。
2. 会長および副会長は理事の互選により選出する。
また、会長は代表会員でなければならない。
3. クラブは必要に応じて役付理事を置くことができる。
役付理事は理事会の決議にもとづき会長がこれを委嘱する。

第14条（任期）

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第15条（退任）

1. 役員は以下の場合には退任する。
 - ①任期が満了したとき
 - ②会長に対し書面により辞任を申し出たとき
 - ③役員たるセーリングクルーザーのオーナーがそのヨットの艇置きを止めたとき
 - ④死亡
 - ⑤解任
2. 役員が退任した場合、役員は後任者が着任するまではその職務をおこなう。
ただし、退任の理由が前項第4号および第5号による場合はこの限りではない。

第16条（解任）

役員が次のいずれかに該当するときは、総会はその決議により当該役員を解任することができる。

1. 心身に支障をきたし、職務の遂行に耐え得ないと認められたとき。
2. 著しく職務を怠ったと認められたとき。
3. その他、役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第17条（名誉会長）

1. クラブに名誉会長、名誉顧問を置くことができる。

2. 名誉会長、名誉顧問は、クラブに特に功労があったものにつき、理事会の決議にもとづき会長がこれを委嘱する。

第18条（顧問）

1. クラブに顧問を若干名を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の決議にもとづき、学識経験者の中から会長がこれを委嘱する。
3. 顧問は、理事会の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 会 議

第19条（会議の種類）

1. 会議は、理事会および総会とする。
2. 会議の議長は、会長がこれにあたる。
ただし、会長において事故があるときは、あらかじめ定められた順序に従い、理事がこれを代行するものとする。

第20条（総会）

1. 総会は、年次総会および臨時総会とする。
2. 年次総会は、会長がこれを招集し、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、会長において召集を必要を認めるとき、理事会が召集を決議したとき、または代表会員の3分の1以上が目的たる事項を記載した文書をもって開催を請求したときに開催する。
4. 前項の決議または請求があったときは、会長は請求のあった翌日から起算して2ヶ月以内に臨時総会を召集しなければならない。期限を超えた場合には、他の理事または開催を請求した代表会員は、自ら総会の招集通知を発することができる。
5. 総会の招集通知は、開催日の10日前までに会議の目的事項、日時および場所を文書により会員に通知する。ただし緊急を要する場合は適宜の方法によることができる。
6. 文書による召集通知は、会員がクラブに届け出た住所宛に発送したときをもって、到達したものとみなす。

第21条（総会の議決事項）

総会は、この会則に定めたものほか、次の事項を審議の上議決する。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 重要な資産の購入および処分
4. 規定の制定および改廃
5. 理事および監事の選任および解任
6. その他の重要事項

第22条（総会の議決方法）

1. 代表会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
2. 総会の議事は代表会員の過半数が出席し、出席代表会員の過半数によりこれを決するものとする。可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 総会に出席できない代表会員は、他の代表会員または正会員に委任して議決権を行使することができる。
ただし、この場合はあらかじめ委任状を議長に提出しなければならない。

第23条（総会の議事録）

1. 総会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ①総会の日時および場所
 - ②代表会員の総数および出席代表会員の数
 - ③議事の経過の要領および議決事項
 - ④その他議長において必要と認めた事項
2. 議事録には、議長ならびに出席理事および出席代表会員のうち議長が指名した2名以上のものが署名する。

第24条（理事会）

1. 理事は理事会を構成の上、クラブ業務の運営にあたるものとする。
2. 理事会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を審議の上、実施する。
 - ①総会の日時、場所および会議の目的たる事項の決定
 - ②総会によって委任された事項
 - ③規則の制定および改廃の提案
 - ④会務執行上必要な事項
3. 理事会は、会長がこれを招集する。
4. 監事は必要に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第25条（理事会の議事）

理事会の議事は、出席理事の過半数の賛成によりこれを決する。

第26条（理事会の議事録）

1. 理事会を開催したときは、以下の事項を記載した議事録を作成する。
 - ①理事会の日時および場所
 - ②理事の総数および出席理事の数
 - ③議事の経過の要領および決定事項
 - ④その他議長において必要と認めた事項
2. 議事録は、議長が作成し、議長ならびに出席理事のうち2名以上が署名する。

第5章 専門委員会および事務局

第27条（専門委員会）

1. クラブは、事業の円滑な運営とその充実を図るため、理事会の決定に基づき専門委員会を設けることができる。
2. 専門委員会の委員は、理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。
3. 専門委員会の組織および活動に関する事項は、別にこれを定める。

第28条（事務局）

クラブの事務を処理するため、事務局を三崎マリン内に置く。

第6章 会 計

第29条（事業年度）

クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第30条（経費の支弁）

クラブの運営に必要な経費は、入会金、会費、賛助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第31条（入会金および会費）

1. 入会金および会費の額は、総会においてこれを定める。
2. クラブの運営上必要と認められるときは、総会の議決により、臨時会費を徴収することができる。

第32条（事業計画および収支予算）

理事会は毎事業年度の開始に先立ち、当該事業年度の計画および収支予算を立案し、年次総会に提出してその承認を得るものとする。

第33条（事業報告および収支決算）

理事会は毎事業年度終了後すみやかに、当該事業年度の事業報告および収支決算書を作成し、監事の監査を経て年次総会に提出してその承認を得るものとする。

第7章 会則の変更およびクラブの解散

第34条（会則の変更）

この会則は、代表会員総数の過半数が出席する総会において、出席代表会員の3分の2以上の賛成により、

これを変更することができる。

第35条（クラブの解散）

クラブは、総会において代表会員総数の3分の2以上の議決により、これを解散することができる。

第36条（残余財産の処分）

クラブの解散に伴う残余財産は、総会において、代表会員総数の3分の2以上の議決によりこれを処分する。

第8章 雑 則

第37条（細則）

この会則で規定によるとされている事項、および総会において規定された事項を除くほか、理事会は、この会則の実施およびクラブの運営に必要な細則を定めることができる。

付 則

1. 本規則は、昭和56年6月1日から施行する。
2. 本規則は、昭和63年4月25日改正の上、即日施行する。
3. 本規則は、平成2年5月27日改正の上、即日施行する。
4. 本規則は、平成9年5月25日改正の上、即日施行する。
5. 付帯する細則は、平成12年5月28日改正の上、即日施行する。
6. 付帯する細則は、平成13年5月27日改正の上、即日施行する。
7. 付帯する細則は、平成16年9月18日改正の上、即日施行する。
8. 付帯する細則は、平成20年4月12日改正の上、即日施行する。
9. 付帯する細則は、平成21年4月11日改正の上、即日施行する。
10. 付帯する細則は、平成22年4月24日改正の上、即日施行する。
11. 付帯する細則は、平成24年4月22日改正の上、即日施行する。

油壺ヨットクラブ細則 2014年度版

●慶弔規定（平成3年度 年次総会において承認）（平成22年度 年次総会において追加承認）

- ①会員本人の死亡に対して、2万円を限度に香典もしくは生花等
- ②会員の一親等以内の死亡に対して、弔電
- ③会員本人の結婚に対し、祝電もしくは祝金1万円

●休会規定（平成7年度 年次総会において承認）

1. 海外勤務、病気療養等により休会を希望する正会員は理事会に届出て休会することができる。
2. 休会届を受理された事業年度の年会費は免除される。ただし、その事業年度における会報等、クラブよりのサービスは停止される。

●経理規定（平成12年度5月年次総会において承認）（平成25年度4月年次総会において修正承認）

- | | | |
|------|------|--------------------------|
| ①入会金 | 代表会員 | 10,000円 |
| | 正会員 | 2,000円 |
| | 賛助会員 | 特に定めなし 2,000円 |
| ②年会費 | 代表会員 | 10,000円 |
| | 正会員 | 3,000円 |
| | 賛助会員 | 特に定めなし 3,000円 |

●会員資格登録規定（平成14年度 年次総会において承認）（平成20年度年次総会において修正承認）

1. 同一艇内での資格変更であれば実費徴収で良い。は届出のみでよい。
~~（会員名札の作成費用、代表会員用3,000～5,000・正会員2,000～3,000）~~
2. 他艇間との正会員の移動は、当該する艇の代表会員が推薦すれば良い。

●オブザーバー（平成14年度 年次総会において承認）

理事会は必要に応じ三崎マリン株式会社をオブザーバーとして理事会に参加・意見を求めることができる。

●会員の退会（平成16年度 臨時総会において承認）

年会費の督促を受けたにもかかわらず、3年分滞納したものは自然退会とする。

●入会申込書の変更、承認審査方法の変更と申込書の個人情報の取扱（平成21年度 年次総会において承認）

申込書に写真を添付、ヨット暦を詳しく記入、推薦者の一言を追加する。また申込書を理事ネットにデジタル情報として配布し、承認審査を1ヶ月かけて実施する。申込書の個人情報は入会審査のみに用いる。

●入会申込の承認審査方法の変更（平成22年度 年次総会において承認）

入会審査は理事ネットにおいて全員の賛否投票によっていたが、1ヶ月間の異議提出がないことで承認とすることに変更する。1件以上の異議が出た場合は理事会を開催する機会において審議する。

●入会申込の内容の変更（平成23年 年次総会において承認）

入会申込書の推薦者は代表会員2名とする。入会希望者は自身で推薦人を見つける。

●会員の休会（平成24年度 年次総会において承認）

休会は3年を限度として、本人に確認の上で休会継続の意思表示がない場合は自然退会とする。